

明治六年三月。大藏卿大隈重信  
大政大臣三條實美殿

四原文

第六十八條 此銀行は其營業に付キ未生  
用意スベキ準備金ハ第一は資本金額ノ  
三分一より下ラサルヲ要スベシ 故ニ若シ何等ノ  
事故アリテ右準備金定則ノ額より減少  
スルコトアリシハ須カラク注意苦心ヲ加ヘ列  
底右三分一ノ金額ニ復スルヲ期シテ止ムヘシ

但シ事故アリテ減少ニタル中ハ其額ノ度  
紙幣額亦其地方官 驛廳へ報告スルヲ  
要ス

右改正ノ分

第六十八條 此條例ヲ遵奉シテ創立ニタル  
銀行ハ其資本金入金額ノ額ノ十分ノ三  
ハ必スシモ利益ノ公積金ヲ以テ積立テ置  
クベシ若シ何等ノ事故アリテ右ノ割合より  
減少スルコトアリシ時ハ須ラク注意ヲ加ヘ列  
底右十分ノ三ノ額ニ復スベシ